

○国立大学法人お茶の水女子大学Identity Provider管理運営内規

〔 平成26年11月18日 〕  
〔 学術情報を担当する副学長裁定 〕  
改正 令和元年6月18日

(趣旨)

第1条 この内規は、国立大学法人お茶の水女子大学Identity Provider（以下「IdP」という。）の管理運営に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この内規において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学術認証フェデレーション(以下「学認」という。) Web上の認証連携を実施する、国立情報学研究所、大学及び出版社等で構成された連合体のことをいう。
- (2) IdP 学認で提供される各サービスに対して、利用に必要な構成員の情報を大学の認証基盤から抽出して提供するサーバのことをいう。
- (3) Service Provider(以下「SP」という。) 認証を受けた利用者に対してサービスを行うサーバのことをいう。
- (4) 属性情報 各サービスが利用者への認可の判断を行うために使用する情報のことをいう。

(利用対象)

第3条 IdPを用いて学認のサービスを利用することができる者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 正規学生
- (2) 常勤教職員
- (3) 名誉教授
- (4) その他学術情報を担当する副学長が適当と認めた者

(承認を要する管理運営事項)

第4条 IdPの管理運営に関し、次に掲げる事項については学術情報を担当する副学長の承認を得るものとする。

- (1) 利用可能なSPの追加・削除
- (2) IdPから提供する属性情報の追加・削除
- (3) その他IdPの管理運営上特に必要と認められた事項

(利用の停止)

第5条 学術情報を担当する副学長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、事前に通知することなく利用を停止することができる。

- (1) 本学又は外部機関の運営に対し支障を来すおそれのあるとき。
- (2) 第三者にアカウントを使用させたとき。
- (3) その他利用者として不適切であると学術情報を担当する副学長が判断したとき。

(事務)

第6条 IdPに関する事務は、図書・情報課が行う。

(雑則)

第7条 この内規に定めるもののほか、IdPの管理運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この内規は、平成26年11月18日から施行する。

附 則（令和元年6月18日）

この内規は、令和元年6月18日から施行する。